

# 大和市教育委員会 8 月定例会

日 時 平成 27 年 8 月 18 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 35 号) 大和市行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する条例案の意見聴取について

日程第 2 (議案第 36 号) 工事請負契約の変更について

日程第 3 (議案第 37 号) 平成 26 年度大和市教育費決算について

日程第 4 (議案第 38 号) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価  
について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 35 号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例案の意見聴取について

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例案の意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

平成 27 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

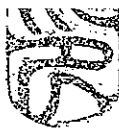
平成 27 年 8 月 18 日

大和市長 大 木 哲 殿

大和市教育委員会  
委員長 青 蔭 文 雄

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する条例案の意見聴取について（回答）

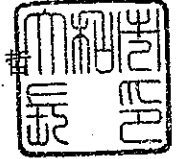
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見聴取さ  
れた上記の件について、特段の意見はありません。



平成27年8月10日

大和市教育委員会委員長 青蔭 文雄 殿

大和市長 大 木



大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例案の意見聴取について（聴取）

このことについて、別添の大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見聴取します。

事務担当 政策部 情報政策課 情報政策担当

内線 5363

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、番号法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、法令又は他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該特定個人情報を提供するとき。

(2) 市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって市長又は教育委員会が保有するものの提供を求めた場合において、当該特定個人情報を提供するとき。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、法令又は他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	下水道法（昭和33年法律第79号）による使用料（以下「下水道使用料」という。）の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	都市計画法（昭和43年法律第100号）による受益者負担金の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「社会局長通知」という。）による外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則（平成27年大和市規則第39号）によるのみなし適用の対象となる事業等に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱（平成19年大和市告示第41号）による利用者負担金の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		下水道使用料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの



		<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>3 市長</p>	<p>予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>年金給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による新生児の訪問指導、健康診査、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p>

		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法第20条の11の規定による協力要請により得られる情報及び同法の規定によりその例によることとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条の規定による質問又は検査により得られる情報であって規則で定めるもの
		下水道使用料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

		<p>国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
7 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>下水道使用料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>

		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	学校教育法による就学援助に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	下水道使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定によりその例によることとされる地方税法第20条の11の規定による協力要請により得られる情報及び同法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問又は検査により得られる情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの

		<p>高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
1 1 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
1 2 市長	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>下水道使用料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>

		被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による被災者生活再建支援金に関する情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
13 市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
14 市長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による障害福祉サービスに関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

		<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
15 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるもの</p>
16 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	大和市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるもの
17 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
18 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>年金給付関係情報であって規則で定めるもの</p>

		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
19 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による保育所における保育の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの



20 市長	都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		下水道使用料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		都市計画法第75条第5項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問又は検査により得られる情報及び同法第146条の2の規定による協力要請により得られる情報であって規則で定めるもの
21 市長（児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
22 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

23 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報であって規則で定めるもの
24 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>年金給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
25 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険</p>

		料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
26 市長	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
27 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱による利用者負担金の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる事業等に関する情報であって規則で定めるもの

28 市長	社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
29 市長	大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるのみなし適用の対象となる事業等に関する事務であって規則で定めるもの	<p>社会局長通知により準ずることとされている生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>番号法別表第2の10、11、16、65、108、109及び110の項第4欄に掲げる特定個人情報のうち自らが保有するものであって規則で定めるもの</p>

		別表第2の1、2及び27の項の右欄（大和市寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則によるみなし適用の対象となる事業等に関する情報を除く。）に掲げる情報であって規則で定めるもの
30 市長	大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱による利用者負担金の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>番号法別表第2の108、109及び110の項第4欄に掲げる特定個人情報のうち自らが保有するものであって規則で定めるもの</p> <p>別表第2の27の項の右欄（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、介護保険給付等関係情報及び大和市身体障がい児補装具費利用者負担金助成事業実施要綱による利用者負担金の助成に関する情報を除く。）に掲げる情報であって規則で定めるもの</p>

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校教育法による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校教育法による就学援助に関する情報であって規則で定めるもの
			地方税法第20条の11の規定による協力要請により得られる情報及び同法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問又は検査により得られる情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
5 市長	下水道使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	地方自治法第231条の3第3項の規定によりその例によることとされる地方税法第20条の11の規定による

			協力要請により得られる情報及び同法の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問又は検査により得られる情報であって規則で定めるもの
6 市長	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校教育法による就学援助に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	都市計画法による受益者負担金の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	都市計画法第75条第5項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条の規定による質問又は検査により得られる情報及び同法第146条の2の規定による協力要請により得られる情報であって規則で定めるもの
8 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第29条第1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報であって規則で定めるもの
9 市長	社会局長通知による外国人に対する生活保護の措置に	教育委員会	社会局長通知により準ずることとされている生活保護法第29条第

	<p>関する事務であつて規則で定めるもの</p>		<p>1項の規定による必要な書類の閲覧、資料の提供若しくは報告を求めることができる情報又は同法第55条の5の規定による報告を求めることができる情報であつて規則で定めるもの</p>
--	--------------------------	--	---



議案第 36 号

工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

議案第 号

工事請負契約の変更について

市立桜丘小学校大規模復旧防音・改修工事（建築）の工事請負契約（平成26年12月22日議決）の一部を次のとおり変更したいので、議決を求める。

- 1 変更後の契約金額 471,297,700円
- 2 増額する金額 525,700円

平成27年8月27日提出

大和市長 大木 哲

提案理由

平成26年12月22日に議決された工事請負契約の契約金額を増額したい必要による。

## 労務単価の改訂に伴う契約変更について

平成 27 年 7 月 29 日 総務部・教育部

### 1. 経過

急激な物価上昇等により請負代金が著しく不相当となった場合には、金額変更の協議ができる規定が契約書にもあるが、国は前年度に引き続き「平成 26 年度公共工事設計労務単価」等を前倒して改定（27年2月）するとともに、適切な水準の賃金等を確保するため、請負業者が協議を求めてきた場合は、新たな単価を適用した契約変更を行うこととし、地方自治体に対しても同様の対応を要請してきた。

### 2. 根拠規定

工事請負契約約款では、「工期内にインフレーションその他の予期することのできない特別な事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更するものとする。」とある。

### 3. インフレスライド・特例措置の対象となる条件

旧労務単価を用いて設計し、平成 27 年 1 月以前に契約した工事で残工期が 2 カ月以上ある工事（インフレスライド）及び平成 27 年 2 月以降に契約した工事・設計委託等（特例措置）

### 4. インフレスライド・特例措置対象工事

No.	契約名	変更前契約額	変更額	変更後契約額
インフレスライド	1 平成 26 年度大和ゆとりの森整備工事その 1	円 118,821,600	円 0	円 118,821,600
	2 平成 26 年度大和ゆとりの森整備工事その 2	128,088,000	0	128,088,000
	3 郷土民家園旧北島家屋根葺き替え工事	18,360,000	0	18,360,000
	4 市立桜丘小学校大規模復旧防音・改修工事（建築）	470,772,000	525,700	471,297,700
	5 市立桜丘小学校大規模復旧防音・改修工事（電気設備）	119,880,000	0	119,880,000
	6 市立桜丘小学校大規模復旧防音・改修工事（機械設備）	103,032,000	0	103,032,000
	7 大和市防災行政無線デジタル化整備工事	460,857,600	0	460,857,600
特例措置	1 平成 26 年度北部浄化センター沈砂池ポンプ設備改築更新工事（その 1）	91,368,000	0	91,368,000
	2 平成 26 年度北部浄化センター沈砂池ポンプ設備改築更新工事（その 1）施工監理委託	6,372,000	0	6,372,000
インフレスライド・特例措置 計		1,517,551,200	525,700	1,518,076,900

※ No.4 以外は変更額が少なく、業者から請求がなかった又は対象とならなかったもの。

5. スケジュール (2月下旬) 受注者からの協議の請求  
 (4月中旬) 工事主管課による変更額等の確認、受注者との協議  
 (4月下旬) 変更額の受注者の承諾  
 (8月) 変更の仮契約  
 (9月) 9月議会(契約変更)、契約変更

6. 9月議会議案対象変更契約

予定価格1億5,000万円以上の工事の契約変更は、議会の承認が必要。

No.	契約名(業者名) 工期	変更前契約額	変更額	変更後契約額
1	市立桜丘小学校大規模復旧防音・改修工事(建築) (松尾・協同特定建設工事共同企業体) 工期: 26.12.23~27.11.30	円 470,772,000	円 525,700	円 471,297,700

議案第 37 号

平成 26 年度大和市教育費決算について

平成 26 年度大和市教育費決算の報告にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

平成26年度  
教育費決算書

大和市教育委員会

平成26年度 教育費決算書

# 歳入

## H26年度 歳入決算総括表(教育委員会)

【単位:円】

科 目	最終予算額 (予算現額)	収入受入決定額 (調定額)	収入した額 (収入済額)	収入できなかった額 (収入未済額)
<b>14-1-6 教育使用料</b>	<b>49,655,000</b>	<b>48,714,756</b>	<b>48,714,755</b>	<b>1</b>
1 小学校使用料	12,642,000	12,655,829	12,655,829	0
2 中学校使用料	9,320,000	8,843,575	8,843,575	0
3 社会教育使用料	26,332,000	26,001,386	26,001,386	0
4 保健体育使用料	1,361,000	1,213,966	1,213,965	1
<b>15-2-7 教育費国庫補助金</b>	<b>1,841,985,000</b>	<b>1,842,863,950</b>	<b>1,827,468,950</b>	<b>15,395,000</b>
1 小学校費補助金	71,738,000	70,054,000	70,054,000	0
2 中学校費補助金	425,800,000	427,185,950	427,185,950	0
3 社会教育費補助金	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0
4 学校施設環境改善交付金	218,947,000	220,124,000	204,729,000	15,395,000
5 社会資本整備総合交付金	1,123,500,000	1,123,500,000	1,123,500,000	0
<b>15-2-8 特定防衛施設周辺整備調整交付金</b>	<b>59,279,000</b>	<b>59,279,000</b>	<b>59,279,000</b>	<b>0</b>
1 特定防衛施設周辺整備調整交付金	59,279,000	59,279,000	59,279,000	0
<b>16-2-6 教育費県補助金</b>	<b>13,898,000</b>	<b>11,457,000</b>	<b>11,457,000</b>	<b>0</b>
1 社会教育費補助金	11,792,000	10,071,000	10,071,000	0
2 小学校費補助金	1,542,000	936,000	936,000	0
3 中学校費補助金	564,000	450,000	450,000	0
<b>16-2-8 緊急雇用創出事業補助金</b>	<b>5,489,000</b>	<b>5,381,698</b>	<b>5,381,698</b>	<b>0</b>
1 緊急雇用創出事業	5,489,000	5,381,698	5,381,698	0
<b>16-3-5 教育費委託金</b>	<b>0</b>	<b>160,000</b>	<b>160,000</b>	<b>0</b>
1 教育総務費委託金	0	160,000	160,000	0
<b>17-1-1 財産貸付収入</b>	<b>6,574,000</b>	<b>6,574,699</b>	<b>6,574,699</b>	<b>0</b>
1 土地建物貸付収入	6,574,000	6,574,699	6,574,699	0
<b>17-1-2 利子及び配当金</b>	<b>229,000</b>	<b>235,261</b>	<b>235,261</b>	<b>0</b>
1 利子及び配当金	229,000	235,261	235,261	0
<b>17-2-1 物品売払収入</b>	<b>383,000</b>	<b>922,262</b>	<b>922,262</b>	<b>0</b>
1 物品売払収入	383,000	922,262	922,262	0
<b>18-1-4 教育費寄附金</b>	<b>200,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
1 教育総務費寄付金	200,000	0	0	0
<b>21-5-1 雑入</b>	<b>26,676,000</b>	<b>27,128,957</b>	<b>27,128,957</b>	<b>0</b>
1 雑入	26,676,000	27,128,957	27,128,957	0
<b>21-5-2 弁償金</b>	<b>0</b>	<b>3,123,750</b>	<b>3,123,750</b>	<b>0</b>
1 弁償金	0	3,123,750	3,123,750	0
<b>22-1-6 教育債</b>	<b>2,263,150,000</b>	<b>1,951,700,000</b>	<b>1,951,700,000</b>	<b>0</b>
1 小学校債	330,850,000	221,000,000	221,000,000	0
2 中学校債	537,200,000	372,100,000	372,100,000	0
3 社会教育債	1,224,000,000	1,224,000,000	1,224,000,000	0
4 保健体育債	171,100,000	134,600,000	134,600,000	0

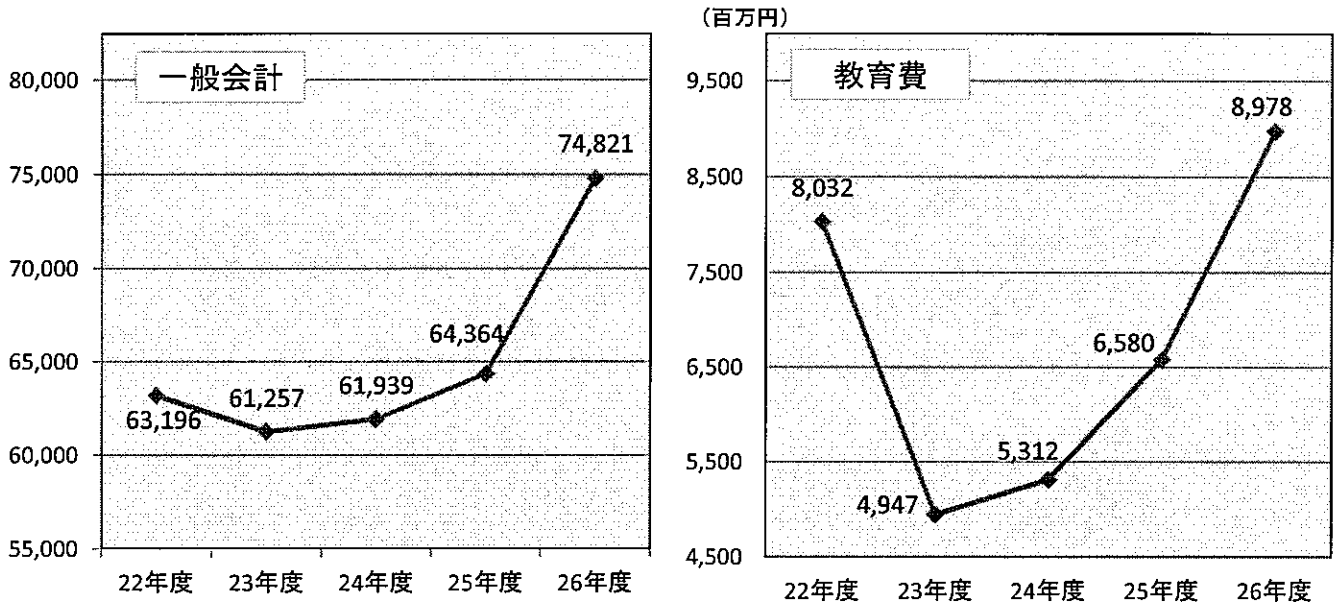


平成26年度 教育費決算書

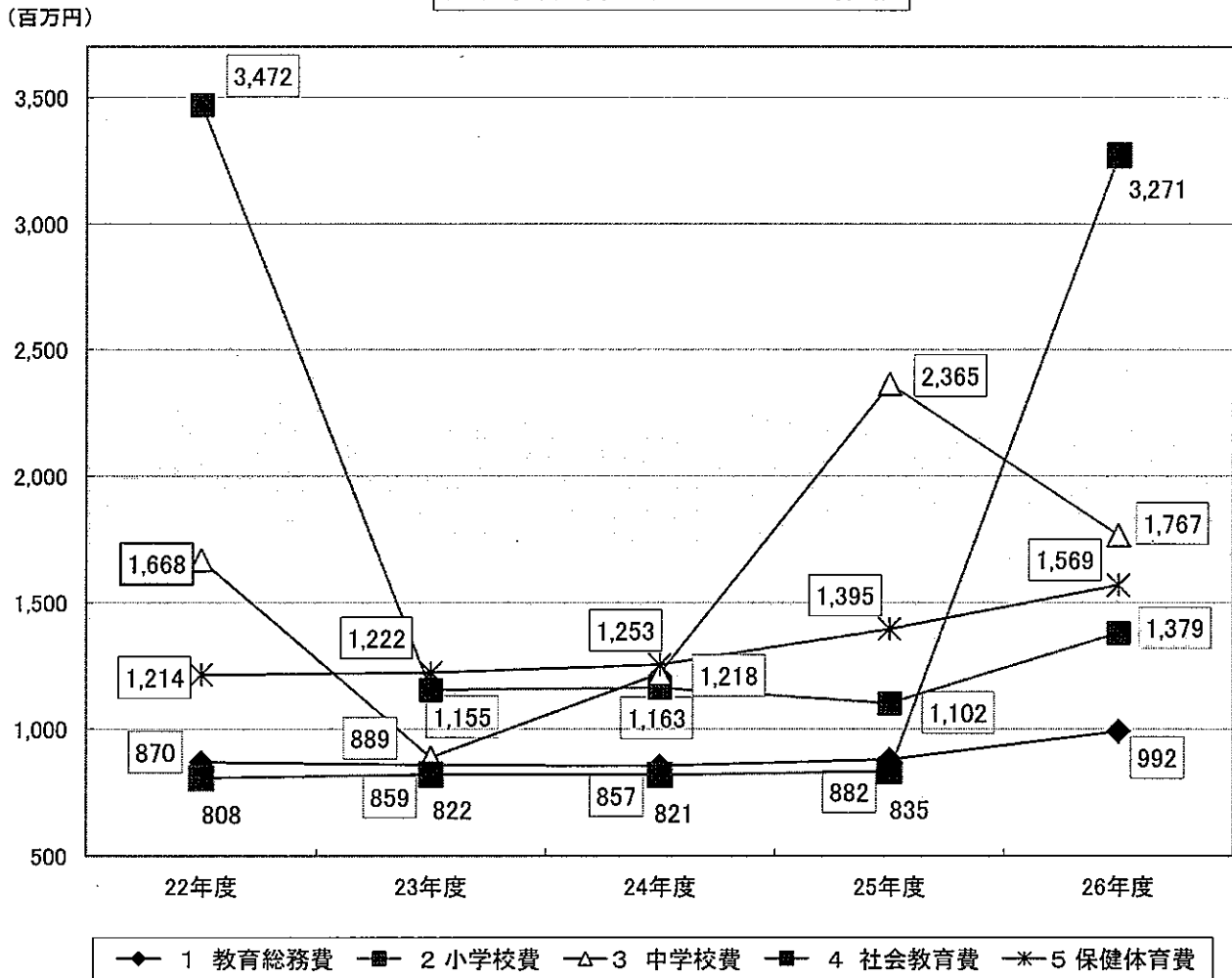
# 歳 出

款 項 目 大 事 業 名	最 終 予 算 額 ( 予 算 現 額 )	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	執 行 残 額 ( 不 用 額 )	執 行 率
<b>10 教育費</b>	<b>9,440,754,927</b>	<b>8,977,724,979</b>	<b>137,045,400</b>	<b>325,984,548</b>	<b>95.1</b>
1 教育総務費	1,068,796,917	992,472,392	0	76,324,525	92.9
1 教育委員会費	8,343,410	7,739,185	0	604,225	92.8
2 事務局費	581,274,380	547,953,254	0	33,321,126	94.3
3 教育研究費	42,893,000	41,126,018	0	1,766,982	95.9
4 教育指導費	373,251,000	334,551,126	0	38,699,874	89.6
5 青少年相談費	63,035,127	61,102,809	0	1,932,318	96.9
2 小学校費	1,471,529,091	1,378,671,018	176,000	92,682,073	93.7
1 学校管理費	547,422,091	523,663,024	0	23,759,067	95.7
2 教育振興費	379,785,000	363,102,465	0	16,682,535	95.6
3 学校建設費	544,322,000	491,905,529	176,000	52,240,471	90.4
3 中学校費	1,897,471,523	1,766,590,717	98,391,240	32,489,566	93.1
1 学校管理費	300,656,043	284,028,736	0	16,627,307	94.5
2 教育振興費	291,545,000	289,034,404	0	2,510,596	99.1
3 学校建設費	1,305,270,480	1,193,527,577	98,391,240	13,351,663	91.4
4 社会教育費	3,345,763,920	3,271,184,111	18,360,000	56,219,809	97.8
1 社会教育総務費	387,072,000	364,184,154	0	22,887,846	94.1
2 青少年育成費	99,193,920	89,971,194	0	9,222,726	90.7
3 公民館費	960,626,000	952,287,423	0	8,338,577	99.1
4 図書館費	1,840,698,000	1,829,332,394	0	11,365,606	99.4
5 文化財保護費	58,174,000	35,408,946	18,360,000	4,405,054	60.9
5 保健体育費	1,657,193,476	1,568,806,741	20,118,160	68,268,575	94.7
1 保健体育総務費	424,775,200	399,079,658	0	25,695,542	94.0
2 体育施設費	111,775,800	73,655,960	19,968,160	18,151,680	65.9
3 学校給食管理費	1,120,642,476	1,096,071,123	150,000	24,421,353	97.8

## 一般会計決算・教育費決算 5カ年の推移



## 教育費決算 項別5カ年の推移



## 平成26年度の主な増減理由(対前年度)

### 1 教育総務費

- ・学校薬剤師検査室建替事業(△22,267千円, 皆減)
- ・情報教育推進事業(+5,920千円, +633.6%)
- ・教育ネットワーク運用管理事業(△18,873千円, △50.0%)
- ・指導図書等整備事業(+31,137千円, +780.5%)
- ・学力向上対策推進事業(+17,883千円, 皆増)
- ・教育用コンピュータ整備事業(+64,723千円, +75.1%)
- ・青少年相談・街頭補導事業(+9,381千円, +27.1%)

### 2 小学校費

- ・小学校施設維持管理事業(+48,745千円, +15.0%)
- ・小学校図書館教育推進事業(+6,849千円, +16.0%)
- ・小学校大規模改修事業(+55,342千円, +23.5%)
- ・小学校防音設備整備事業(+170,093千円, +912.5%)
- ・文ヶ岡小学校増築事業(+12,042千円, 皆増)
- ・小学校建設事業(年賦分)(△19,431千円, 皆減)

### 3 中学校費

- ・中学校施設維持管理事業(+22,030千円, +12.1%)
- ・生徒健康管理事業(+8,227千円, +43.3%)
- ・中学校図書館教育推進事業(+12,840千円, +53.9%)
- ・中学校大規模改修事業(+63,491千円, +113.1%)
- ・中学校防音設備整備事業(△309,835千円, △22.7%)
- ・中学校学校図書館施設整備事業(+7,447千円, +58.8%)
- ・中学校建設事業(年賦分)(△307,906千円, 皆減)

### 4 社会教育費

- ・放課後子ども教室管理運営事業(+4,701千円, +12.3%)
- ・新生涯学習センター施設整備事業(+747,000千円, 皆増)
- ・図書資料貸出事業(+27,710千円, 23.1%)
- ・新図書館施設整備事業(+1,640,000千円, 皆増)
- ・つる舞の里歴史資料館用地取得事業(△23,412千円, 皆減)

### 5 保健体育費

- ・学校給食施設大規模改修事業(+83,129千円, +149.5%)
- ・北大和小学校給食室改修事業(年賦分)(△18,484千円, 皆減)
- ・学校給食費助成事業(+6,895千円, 皆増)

議案第 38 号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 8 月 18 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫